

文化財デジタルアーカイブに関する権利処理の概観

数藤雅彦（弁護士、五常総合法律事務所）

Rights Clearance for Disseminating Digital Images of Cultural Properties Online: An Outline

Sudo Masahiko (Gojo Partners)

・ 権利処理／Rights clearance ・ 文化財／Cultural properties ・ 著作権／Copyright

1. 本稿の目的

博物館や自治体が、文化財や関連資料をデジタルアーカイブで公開する際には、著作権などの権利処理が必要となる場合がある。

本稿は、奈良文化財研究所の2022年文化財担当者研修課程（文化財デジタルアーカイブ課程）で筆者が行った講演を圧縮して、権利処理のエッセンスのみを概観するものである。概観のため、法律の条文や判例の詳細などは省略する。詳しくは注釈の文献を参照されたい。

2. 文化財デジタルアーカイブに関する主な権利

資料をデジタルアーカイブで公開する際によく問題となる権利には、著作権や肖像権、所有権などがある（所有権については誤解も多い。この点は後述する）。そして、1つの資料の中で、これらの権利が2つ以上関わることもある。例えば、職人が彫刻を作る様子を写真撮影して、デジタルアーカイブで公開する場合には、①その彫刻が写真の中で複製されている点で彫刻の著作権が関わり、②職人の顔や姿が写っている点で肖像権が関わり、③その撮った写真それ自体には撮影者の著作権も関わる。他方で、この場合は彫刻という物体の所有権は関わらない。

このように、1つの資料の中に複数の権利が関わり得るし、それぞれの権利は別物である。先の例で

言えば、彫刻の著作権を処理しても、職人の肖像権や撮影者の著作権は別に検討することになる。まずはこの前提を押さえたうえで、以下では現場でよく問題になる権利を概説する。

3. 著作権

著作物をデジタル化（複製）して、インターネットで配信（公衆送信）するためには、原則として、著作権者から複製や公衆送信の許諾を受けるか、または著作権を譲渡してもらう必要がある。公的機関の活動だからといって、また文化財だからといって、直ちに許諾等が不要になるわけではない。

これに対して、例外的に許諾なく公開できる場合もある。例えば、古い資料で著作権が消滅している場合（いわゆるパブリックドメインになった場合）には、許諾は不要である¹⁾。ただし、例えば彫刻や陶器のような立体物の場合には、作品それ自体の著作権が消滅しているとしても、それとは別に、撮影した写真に撮影者の著作権が生じる場合があるので注意されたい²⁾。

ほかにも、許諾が不要な場合はいくつかある。例えば、美術の著作物を展示する際に、所蔵館のホームページでサムネイル画像を掲載することは、一定の条件を守れば許諾なくできる。また、いわゆる「所在検索サービス」で画像を表示することも、一定の範囲であれば許諾なくできる。ただしいずれも、資料をそのまま高精細で公開するタイプのデジタル

アーカイブとは異なるので、本稿では割愛する。

なお、権利者がどこにいるのかわからないなどの理由で許諾が得られない場合には、いわば最後の手段として裁定制度がある。これは、文化庁に対して所定の申出を行って、文化庁長官の裁定を受けて公開するものである。ただし、権利者の搜索などにそれなりの工数を要するため、現状ではあまり使われていない。なお、本稿執筆時点（2022年10月）においては、著作権法の令和5年改正で「簡素で一元的な権利処理」の制度が設けられる予定であり、内容次第では、デジタルアーカイブの権利処理が捗る可能性がある。

また、著作権法には、著作権のほかに、著作者人格権や、著作隣接権といった権利もある。

著作者人格権については、例えば未公表の作品を無断で公表しないこと、作者の氏名を適切に表示すること、無断で作品を改変しないことなどに注意が必要である（いずれも一定の例外あり）。

著作隣接権については、例えば伝統舞踊を撮影して公開する際には、舞踊家（実演家）の権利処理が必要となる場合がある。また、録音音源を公開する際には、録音者（レコード製作者）の権利処理が必要となる場合がある。

著作権法に関しては、他にも職員が作成した資料の職務著作の問題や³⁾、3DCGデータの著作物性の問題などもある⁴⁾。

4. 肖像権

例えば、祭りなどの行事を撮影した場合に、演者や一般人が映り込むことがある。このような人物の肖像を公開する場合には、肖像権も検討することになる。

肖像権とは、平たく言うと、人の顔や姿をみだりに撮影されたり公開されない権利である。侵害の基準は、最高裁の判例が示している⁵⁾。最高裁によると、被写体が公人か私人か、どんな活動を撮影したものか、場所は公共の場か、公開の目的は何かなどの様々な事情を総合考慮する必要がある。実務の現

場においては、デジタルアーカイブ学会が策定・公表した「肖像権ガイドライン」⁶⁾も参考になる（筆者も策定に関与した）。

5. プライバシー・個人情報

例えば文化財関連の報告書に、関係者の氏名や住所などの個人情報が記されている場合がある。これを公開する際には、プライバシーの問題が出てくる。プライバシーについては様々な議論があるが、少なくとも実務の現場においては、その氏名や住所までインターネットで公開する必要があるのか、公開された本人からみて驚き（不意打ち）を与える公開方法になっていないかの2点から検討すると有益である⁷⁾。

6. 所有権

所有権は、平たく言うと物体そのものを所有できる権利である。例えば、彫刻という物体を館内に置いておくためには、彫刻の所有権の処理が必要になる。所有権者から了承を得て貸与されたり、譲渡を受けることになる。

なお、現場では所有権と著作権がよく混同されている。例えば、過去に撮られた彫刻の写真があり、彫刻の著作権者と写真の著作権者から許諾を得てこれを配信する際に、彫刻の持ち主（所有権者であるが、著作権者ではない）の承諾も必要だという誤解はしばしば見られる。しかし、所有権と著作権は別の権利であり、この場合の彫刻の持ち主は、所有権をもって他者による写真の利用を制限できない⁸⁾。

7. 権利以外の問題（契約、関係性など）

文化財関連では、著作権が消滅した資料を扱うことも多いだろう。ただ、現場では、著作権が消滅した資料であっても、その資料の提供者からの要請や「今後の関係性」をふまえて、提供者が付けた独自の利用条件をそのまま反映させて配信する例もみられる。資料の利用者の目線で考えると、そのような現場の対応については議論の余地があるが、ここでは

取り急ぎ、法律の問題と、契約（合意）の拘束力の問題、さらに資料の提供者との「今後の関係性」の問題を切り分けて整理することが有益である、とだけ述べておく。

8. 公開時の権利表記

公開にあたり、利用者がその資料をどのように使えるのか、ウェブサイト上に表記することも重要である。デジタルアーカイブにおいてどのような権利表記が望ましいかは、デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会が整理しており⁹⁾、実務の現場で参考になる。

9. 終わりに

文化財保護法4条2項は、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」と定めている（傍点筆者）。努力義務ではあるが、インターネットが一般的になった今日においては、「公開」「文化的活用」の中に、デジタルアーカイブでの公開も含まれるだろう。

本稿は「概観」にすぎないが、現場においては本稿で権利処理をまず大まかに捉えた上で、個々の論点については専門家に相談して適切な権利処理を行うことが望ましい。冒頭で述べた研修課程では、全国各地の受講者から約30の質疑が寄せられたが、現場の疑問には共通点も多く見られた。本稿にも、現場でよく出る疑問を盛り込んだので、本稿が現場の悩み事を解決するきっかけになれば幸いである。

【補註および参考文献】

1) 著作物の保護期間の定めは非常に複雑である。詳しくは次の文献を参照。数藤雅彦、橋本阿友子 2019「保護期間満了（パブリックドメイン）の判断基準」福井健策監修、数藤雅彦責任編集『デジタルアーカイ

ブ・ベーシックス1 権利処理と法の実務』pp.17-47

2) 平面的な作品と立体物の撮影に差が生じ得る点につき、数藤雅彦 2022「発掘調査報告書のインターネット公開に向けた権利処理」独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所企画調整部文化財情報研究室『文化財と著作権』p.11

3) 数藤・前掲注2) p.13、野口舞ほか 2022「文化財関係刊行物のデジタル公開の意見交換会開催記録」前掲『文化財と著作権』pp.31-61

4) 高田祐一、数藤雅彦 2022「文化財コンテンツと著作権に関するQ&A」前掲『文化財と著作権』pp.20-21

5) 最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁〔法廷内撮影事件〕。簡易な解説として、数藤・前掲注2) p.15

6) デジタルアーカイブ学会「肖像権ガイドライン」<https://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline/>（最終アクセス2022年10月28日。以下URLの最終アクセス日は同様）。筆者が内閣府の知的財産戦略本部で行った発表「「肖像権ガイドライン」の解説」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/zentaiwg/dai3/gijisidai.html) 及び議事録(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/zentaiwg/dai3/gijiroku.pdf) も参照。

7) 数藤・前掲注2) p.16

8) 最判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁〔顔真卿自書建中告身貼事件〕。前掲高田・数藤p.21も参照。

9) デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/jitumusya/2018/nijiriyou2019.pdf さらに数藤雅彦 2020「Rights Statementsと日本における権利表記の動向」カレントアウェアネス・ポータルも参照。<https://current.ndl.go.jp/ca1973>